

「自殺多発地域（ハイリスク地）支援の在り方に関する調査」報告書（抜粋）

本報告書には、自殺多発地域のリスク度合いをさらに高め、当該地域で実施されている自殺対策の効果を減じる可能性を否定できない記述も含まれることから、下記内容は、調査概要及び結論部分の抜粋を掲載したものである。

1. 調査の概要

1.1 調査の目的

わが国の自殺者数は、平成 10 年から 14 年連続で年間 3 万人を超えており、平成 24 年においては 27,858 人と 3 万人を下回ったものの、依然として予断を許さない深刻な状況が続いている。

このような状況をふまえ、平成 24 年 8 月に自殺総合対策大綱の全体的な見直しが閣議決定され、自殺多発地域への対策が明記された。

また、平成 21 年度から地域における自殺対策を強化するため都道府県に地域自殺対策緊急強化基金が造成され、地域自殺対策緊急強化事業として地方公共団体による自殺多発地域への対策についても強化され始めている。しかし、自殺多発地域では地域住民以外の自殺者が多く、各地方公共団体がその対応に苦慮している実態がある。

今後、自殺多発地域への対策を地域の実情に応じてより効果的・効率的に進めるためには、自殺多発地域における自殺の実態を把握し、必要な情報の提供を行う必要がある。

そこで、本調査は、自殺多発地域における自殺の現状や地域で行われている様々な取組を把握し、情報を整理することで、自殺多発地域における自殺対策と国による支援の在り方等について検討することを目的とした。

図表 1 自殺総合対策大綱（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）に盛り込まれた自殺多発地域に関する記述

第4 自殺を予防するための当面の重点施策

6. 社会的な取組で自殺を防ぐ

（6）危険な場所、薬品等の規制等

自殺の多発場所における安全確保の徹底や、鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の整備の促進等を図る。

また、危険な薬品の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るとともに、従来から行っている自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する。

9. 民間団体との連携を強化する

（4）民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策を支援する。

また、民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行う。

自殺多発地域における民間団体等の取組への支援の在り方について検討する。

1.2 本調査における「自殺多発地域」の定義

「自殺多発地域」は、現時点では法令等による明確な定義は行われていない。

そこで、本調査では、「自殺多発地域」を以下のような条件を全て満たす場所（一定の広がりをもった地域や施設を含む）と定義して調査を行った。

なお、この定義は、「自殺多発地域」の定義として確定的なものではなく、本調査を進める上での定義試案であるため、今後、自殺多発地域対策が進展するなかで必要に応じて精査されることとなる。

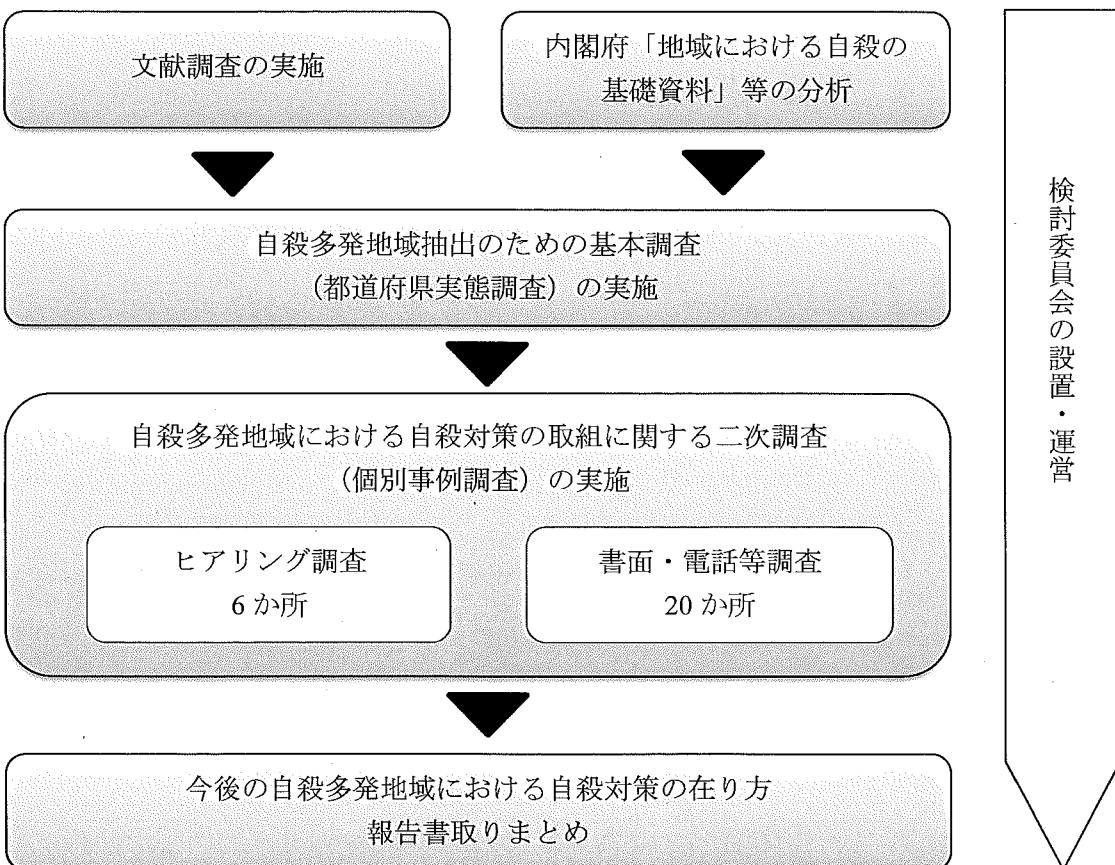
図表 2 本調査における「自殺多発地域」の定義

- ①比較的立入りが容易な一般の公共の場所である（自宅、勤務先は除く）
- ②自殺の場所として利用され易く、そのような場所として知られている
- ③一定期間において、当該場所で発見された自殺者が複数人いる
- ④一定期間において、当該場所で発見された自殺者の中に、当該場所が所在する市町村を住居地としない（他市町村から来て自殺した）者がいる

1.3 調査の流れ

本調査の流れは、以下のとおりである。

図表 3 調査の流れ



1.4 検討委員会の設置・運営

調査研究企画、調査結果分析を行う検討委員会を設置し、運営した（合計4回）。

検討委員会の委員は、自殺多発地域における自殺対策について知見を有する学識経験者から選定した。

図表4 検討委員会の委員名簿

【委員】

氏名	所属	役職
勝又 陽太郎	公立大学法人 新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科	講師
河西 千秋	公立大学法人 横浜市立大学 医学群健康増進科学	教授
白川 教人	横浜市こころの健康相談センター（精神保健福祉センター）	センター長

※五十音順

2. 自殺多発地域における自殺対策の在り方について

ここでは、今回の調査から明らかになった、自殺多発地域における自殺対策の現状と今後対策を進める上で解決すべき課題、検討を続けるべき論点について整理する。

2.1 自殺多発地域の把握

「自殺多発地域」は、現時点では法令等による明確な定義は行われていない。そこで、本調査では、「自殺多発地域」を以下のようないくつかの条件を全て満たす場所と定義して調査を行った。

（ただし、実際の調査段階で都道府県には十分な統計データ等がなく抽出が困難なところがあったことから、より多くの事例を収集するため、一部条件のみを満たす地点についても都道府県判断により幅広に報告された。）

図表5 本調査における自殺多発地域の定義（再掲）

- ①比較的立入りが容易な一般の公共の場所である（自宅、勤務先は除く）
- ②自殺の場所として利用され易く、そのような場所として知られている
- ③一定期間において、当該場所で発見された自殺者が複数人いる
- ④一定期間において、当該場所で発見された自殺者の中に、当該場所が所在する市町村を住居地としない（他市町村から来て自殺した）者がいる

その結果、内閣府として初めての「自殺多発地域」の実態把握調査として、33都道府県から150か所の自殺多発地域に関する事例を収集することができ、自殺多発地域の場所区分は、「橋」41か所（27%）、「山」20か所（13%）、「海（湖）・河川」18か所（12%）、「公園」16か所（11%）の順に多く、また、地点の特性では、「他人に見つかりにくい」107か所（71%）、「致死率が高い」78か所（52%）が多いことが把握された。

また、市町村、都道府県が当該地点を「自殺多発地域」として特定されることとなった経緯は、当該地点の自殺の増加していることを把握した警察、施設管理者等による問題提起、行政の業務実施過程における把握、地元住民の間での噂やインターネットにおける露出等に

よるものであった。

2.2 自殺多発地域における自殺対策の現状

平成24年8月に自殺総合対策大綱の全体的な見直しが閣議決定され、自殺多発地域への対策が明記された。また、平成21年度から都道府県に地域自殺対策緊急強化基金が造成され、地域における自殺対策を緊急に強化するための強化モデル事業の一例として、自殺多発地域におけるパトロール活動の支援等があげられ、地方公共団体が独自に自殺多発地域への対策を始めている。

自殺多発地域において何らかの自殺対策を実施しているところは66か所（44%）あり、参考となる事例や情報が十分でない現状に苦慮しながらも、自殺多発地域の地点特性を踏まえて当該地点に存在するリスクを一つずつ減らすといった努力が重ねられていることが明らかになった。

具体的な自殺対策のハード面における場所区分別の主な取組及びソフト面での主な取組事例としては以下のようなものがあり、柵等の障壁の設置により自殺者数が減少したり、パトロールの実施により自殺者数の10倍以上の人数の自殺企図者を保護したといった、効果が出ている事例もある。

図表6 自殺多発地域における自殺対策の主な取組（ハード面）

	柵等の障壁の設置	看板の設置	電話の設置	監視カメラの設置	その他
橋	○	○	○	○	—
海、湖、ダム、河川	○	○	○	○	・当該地点の夜間閉鎖 ・センサーの設置
岬・断崖	○	○	○	○	—
山	—	○	—	○	—

図表7 自殺多発地域における自殺対策の主な取組事例（ソフト面）

- パトロールの実施
- 行政職員の業務移動中における声かけ・監視
- 地域住民・タクシー・バス会社の運転手等に対するゲートキーパー養成研修の実施
- 自殺企図者の一時保護及び自立支援
- 救急医療機関等との連携による自殺未遂者に対する相談支援機関等へのつなぎ
- マスコミに対する自殺地域の名称の不公表依頼
- 十分な自殺防止策が講じられている旨の積極的な報道の依頼
- 自殺地域として当該地域が掲載されているインターネット掲示板等への削除依頼

2.3 今後の自殺多発地域における自殺対策に関する課題・論点

ここでは、今回の調査から明らかになった、自殺多発地域における自殺対策を進める上で今後解決すべき課題、検討を続けるべき論点について整理する。

(1) 自殺多発地域を特定するための統計データの入手

- 自殺多発地域に対してできるだけ早期に効果的で具体的な取組を開始したり、自殺多発地域となる可能性のある地域に対して予防的な対策を実施するためには、客観的な指標に基づき正確に自殺多発地域を特定することが最も重要な入り口となる。
- そのためには、現場から対策を求める声が上がるのを待ったり、行政担当職員の感覚や推測、インターネット等からの情報に頼るのでは不十分であり、具体的な場所別の自殺者数の統計データが必要である。しかし、現状では、個人情報保護等の観点から、警察から市町村単位より詳細な情報の提供を受けることは難しい。
- 今後は、行政の自殺対策担当部署と警察が自殺多発地域を特定するための情報を共有できる方策を検討する必要がある。
- また、自殺多発地域では自殺既遂者だけでなく自殺企図者（未遂者）が発見・保護される可能性もあるため、自殺未遂者の保護について救急搬送の件数等、一定の統計データを有していると考えられる消防との情報共有についても視野に入れることが望まれる。
- なお、統計データの入手にあたり、行政の自殺対策担当部署は、どのような対策を取るために、どのような項目のデータが必要なのか、データの活用目的を明確にし、情報提供側の関係機関のデータ提供にかかる業務負荷をできるだけ小さくするよう留意する必要がある。

(2) 自殺多発地域対策にかかる関係機関の連携体制の構築

- 自殺多発地域の自殺対策にはその取組内容に応じて、市町村・都道府県行政内部の多様な部署だけでなく、警察、消防、医療機関や民間団体（民間企業、NPO 法人、各種団体）、ボランティア団体等の多様な主体が関わることになる。
- 主体間の連携の在り方は地域の状況に応じて様々に工夫がなされている。円滑に対策が進んでいる地域に共通する点は、地域における自殺の実態や対策に関する情報、それを踏まえた各主体の自殺対策に関する課題意識等を十分共有した上で、各主体の役割を明確にし、各主体の個別の取組ではなく、地域の包括的な取組として位置づけられていることである。
- 特に、警察と連携体制が構築されている市町村、都道府県では、統計データを含んだ自殺者及び自殺企図者の情報が個人情報保護等を踏まえた範囲内で共有されるなどしているところもあり、そのような地域では自殺対策が進んでいる。
- 対策に関わる主体の中には、自殺対策を実施することによって不利益を受ける可能性がある主体や自殺対策に積極的に取り組む必要性を感じにくい主体もある。こうした主体とは、定期的に協議会等を開催することで、自殺対策について理解を求めるとともに、必要に応じて対策の在り方について率直に協議できる場を継続的に確保しておくことが重要である。
- 自殺多発地域の土地・施設等の管理者・所有者は、国、都道府県、市町村、民間事業者、

地域住民と多岐にわたる。現在、自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策に取り組む民間団体と行政の自殺対策担当部署の連携は進みつつあるが、民間事業者（営利法人）等が自殺対策に参画する場合にも、行政の自殺対策担当部署による情報提供や財政・人的支援等が受けられるような仕組みづくりが求められる。

(3) 自殺多発地域対策における市町村、都道府県の役割

- 自殺多発地域の自殺対策にはその取組内容に応じて多様な主体が関わることから、連携体制の構築の必要性等は先述のとおりであるが、その中心的な役割は、自殺対策主管課を有する市町村、都道府県が担うことが求められている。
- 自殺多発地域における自殺対策は、その所在が顕在化または広く知れ渡った後は、大規模な障壁の設置等困難な対策が必要となることが多い。よって、市町村、都道府県は、管内に自殺多発地域になりそうな地域はないか、本報告書の場所区分、特性等の結果等踏まえ、顕在化する前に把握することが重要であり、該当する地域を把握した場合は、監視等による事前の予防策を実施することが必要である。

(4) 自殺多発地域対策の取組にかかる財源の確保

- 現在は、国の地域自殺対策緊急強化基金を活用して各種取組が展開されているが、基金が終了するなどして、市町村が取組にかかる財源確保を行わなければならなくなつた場合、事業の継続が困難になるおそれがある。
- 自殺多発地域における自殺対策は、ハード面の対策を中心に十分な財源の裏づけが不可欠であることから、今後の取組の継続を担保できる財源の確保方策を検討する必要がある。
- また、本調査結果からも、市町村等は自殺多発地域における外部からの自殺企図者への対応に苦慮していることが明らかとなっている。自殺多発地域が所在する市町村が他市町村の住民である自殺者や自殺企図者のために自主財源を投入することについては住民等の理解を得ることは難しいため、市町村単独での取組ではなく、国、都道府県等と連携した広域での財源の確保方策を検討する必要がある。

(5) 自殺未遂者等の保護後の対策

- 自殺多発地域では、自殺企図者、自殺未遂者、自殺念慮をもつて当該地点を訪れた者等を保護した後のフォローワー体制が十分でなく、対応に苦慮している実態がある。
- 今回の調査では、心身の状態が落ち着くまでの一定期間を過ごせる一時保護施設（シェルター）の必要性をあげる地域が複数あったが、保護の件数が少なかつたり、地域住民の理解を得にくい場合は、自殺多発地域対策単独での施設整備は難しい。今後、類似機能を有する地域の社会資源との協働も視野に入れ、基盤整備の在り方について検討する必要がある。
- また、自殺未遂者等の再度の自殺企図を防ぎ、社会復帰に結びつけるための相談支援や各種サービスの提供体制の充実を図ることが求められる。

(6) 自殺多発地域に関する情報対策

- インターネットへの書き込みにより、当該地点が自殺多発地域として認識される事例が増えているが、書き込みを防ぐ方法はない。また都道府県、市町村等における削除要求を出すなどの対応では際限がないため、現在、効果的な対策を取ることが困難になっている。インターネット等による自殺企図者等の自殺多発地域への誘引等を防ぐための全国規模での情報対策について、検討する必要がある。
- 対策によっては、他市町村の人に当該地点が自殺多発地域として知られ、自殺企図者を誘引してしまう可能性がある。自殺多発地域における自殺対策に関する情報の取り扱いには十分留意する必要がある。

(7) 自殺多発地域における有効な自殺対策、対策の評価の在り方に関する研究の蓄積、情報提供

- 現在、自殺多発地域における有効な対策やその評価の在り方について、日本で十分な研究がなされているとはいえない。このこともあり、自殺多発地域ではその対策について試行錯誤せざるを得ず、その対策の効果についても十分に検証がなされているとはい難く、今後、この領域における研究が必要である。
- また、自殺多発地域における既存の対策をみると、いずれも費用面、環境保護の面、人材確保の面等から一長一短があり、また自殺多発地域にはそれぞれの個別性があるために、ある地域で有効だった対策が他地域でも必ずしも有効に機能するとは限らない。
- 今回の事例調査において物理的障壁の設置等に一定の効果が見られるなどの実践も蓄積され始めているが、こうした取組については、これまで自殺多発地域に関する情報対策もあり他地域とその取組情報が共有されることをきわめて少なかった。
- そこで、国や学術団体が、科学的根拠に裏付けられた有効な自殺対策に関する情報を収集・蓄積し、関係機関に情報提供していくことが求められる。

(8) 総合的な自殺対策の重要性

- 単一の手法で自殺を低減させることはできない。自殺対策には総合的な予防対策が必要であり、自殺多発地域対策は、事前予防、自殺発生前の危機対応、事後対応を含む様々な角度からの対策と合わせて継続的に取り組むことが求められる。
- 自殺多発地域対策は自殺予防対策に資するだけではなく、事故対策にも資するものであり、併せて、地域社会全体の安心・安全の確保にも貢献するものである。
- こうした視点にたって、今後は、自殺多発地域対策を明確に位置づけた地域における総合的な自殺対策の充実が望まれる。